

一 職員 始終各項第三項第一号各号に掲げる給料表（官士・監理表、
といふ。）のいずれかの適用を受ける者をいう。

正規の試験人事委員会が行なうる用試験又は人事委員会がこれ

に準ずると思われる試験をいう。

第二条第一項第四号ただし書中「職員及び準職員として在職した年数」を「職員として在職した期間（準職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十二号）第十号の規定に基づく任命された者で、始終各項第一号の規定の適用を受けるもの）をいう。以下同じ。）として在職した期間を含む。以下同じ。）に改め、同条同項同目（中）別表第一）を「学歴免許等資格区分表」に、「職員及び準職員として在職した年数と、を「職員として在職した年数（準職員として在職した年数を含む。以下同じ。）と」に改め、同条同項同目（中）別表第一）を「学歴免許等資格区分表」に、「職員及び準職員として在職した年数と、を「職員として在職した年数（準職員として在職した年数を含む。以下同じ。）と」に改め、同条同項同目（中）別表第一）を「学歴免許等資格区分表」に、「職員として在職した年数から」を「職員として在職した年数から」を「職員として在職した年数から」に、「別表第一」を「学歴免許等資格区分表」に改め、同条同項同目（中）別表第三）を「修学年数調整表」に改め、同条同項同目（中）「職員及び準職員として」を「職員として」に、「職員及び準職員以外の」を「職員として在職した期間以外の」に改める。

第二条第一項中第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げる。第四号の次に次の四号を加え、同条第二項を削る。

五 必要経験年数 職員の職務の等級を決定する場合の等級として必要な経験年数をいう。

七 必要在職年数 職員が昇格する場合の資格として必要な在職年数をいう。

八 等級別定数 次り各項は各第一項に定める職務の等級の定数をいう。

第二章中第一条の文に次の五号を加える。

（職務の等級の標準的な職務の内容）

第二条の二 職員の職務を給料表に定める職務の等級に分類する場合の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別標準職務表（別表第三の二から別表第三の九まで）に定めるところとし、これらに掲げる職務とその複数、困難及び責任の度が同程度の職務は、それらの職務の等級に分類されるものとする。

2 人事委員会は、等級別標準職務表の適用について適正を期するため、必要な定めをするものとする。

（等級別定数）

第二条の三 職員の職務の等級の決定は、人事委員会が定める等級別定数の範囲内で行なわなければならない。ただし、上位の職務の等級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の等級の定数に適用することを妨げない。

（等級別資格基準表）

第二条の四 職員の職務の等級を決定する場合の等級別資格基準は、この規則において別に定めるものを除き、等級別資格基準表（別表第三の十から別表第三の十七まで）によるものとする。

（等級別資格基準表の適用）

2 等級別資格基準表の職務の等級に掲げる上段の数字は、その職務の等級に決定されるための一級下位の職務の等級における必要在職年数を示し、下段の数字は、学歴免許等に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の等級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

（等級別資格基準表の適用）

第二条の五 等級別資格基準表は、試験又は職種に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用するものとする。

2 等級別資格基準表の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格による区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の区分によるものとする。

3 第一項の規定によつて適用される等級別資格基準表の試験又は職種に對応する学歴免許等の区分によるものがその者に有利である場合には、その区分によることがある。

3 第一項の規定によつて適用される等級別資格基準表の試験又は職種に對応する学歴免許等の区分によるものがその者に有利である場合には、その区分によることがある。

第二条の六 正規の試験の行なわれる職の属する職務の等級における在職年数は、職員が、その試験の結果に基づいて正規職務の等級の資格を取得した時以後の在職年数とする。

第三条 新たに職員となる者の職務の等級は、次の各号のいずれかの基準により決定するものとする。

（初任給）

第三条 新たに職員となる者の職務の等級は、次の各号のいずれかの基準により決定するものとする。

2 第五条第三項に該当する者は第七条各号の一に掲げる者なら新たに職員となつた者の職務の等級が、該項の基準によれば該職内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の職務の等級を決定することとする。

第三条の二 新たに職員となつた者の身分は、統計の観点により決定された職員の等級の身分のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表（別表第四から別表第十一まで）の試験区分表又は職種の区分及び学歴免許等の区分に對応するそれを初任給額を定める額（同表において別に定める額のある場合は、その額）と同じ額の身分とし、その者に適用しようとする同表の額がその者の属する職務の等級における最低の身分と達しないときは、その最低の身分とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の

既往歴の資格をもつて有する場合においては、次第に昇る等級であることは、当該者の現職によりそれより上位の給料月額とすることができる。

第三種別基準表の「別表第十三」を「修正別基準表」に改め、同表第十三

項中「職員及び準職員としての期間」を「職員としての在職した期間」に改め、同表第十三

別表第十三を「修正別基準表」に改める。

第五条第一項中「別表第十三」を「修正別基準表」に改め、同表第十三

項を次のように改める。

「職者は用職員のうち、経験年数を有する者の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののはか、任用された等級の最低の給付は初任給基準表に掲げる額（前項の規定の適用を受ける者については、その額）と同じ額のり給のり数に、その者に適用される同表の学歴免許等の学歴免許等の資格を取得した日以後の経験年数は、その者に適用される等級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の等級の必要経験年数をこえる経験年数（この経験年数が第二条的第一項第四号の①及び⑥の規定に基づくものである場合においては、職員として在職した期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数とする。）と修学年数調整表に定める加える年数が一年未満である場合のその加える年数とを合算した年数（一年未満の場合は除く。）の数を加えて得た数を号数とするら給の額をもつて同表の初任給の額とする。

第五条の二中「前三条」を「前二条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 昭和三十九年九月一日以降において前項の規定を適用する場合において、その者の属する職務の等級が職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例（昭和四十年二月鳥取県条例第一号）附則別表第一の

の旨における職務の等級欄に掲げる職務の等級であるときは、当該職務の等級に対する同表の旧等級欄に掲げる職務の等級をもつてその者の属する職務の等級となる。

第六条第一項中「階級等級第一条の規定の適用を受けない者」を「職員等級の決定について必要な資格を有するもの」とする。

第八条及び第九条の二を次のように改める。

(昇格) 第八条 職員を昇格させるとときは、次項及び第三項に定める資格基準に従い、その者の資格に応じて、一級上位の職務の等級に決定するものとする。

2 職員の経験年数又は在級年数が等級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達しているときは、前項の規定による職務の等級の決定について必要な資格を有するものとする。

3 等級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達していない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、前項の規定にかかるらず、第一項の規定による職務の等級の決定について必要な資格を有するものとする。

4 第一項の場合において、その昇格させようとする職員が既に属する職務の等級において二年以上在職していなければ昇格させることはできない。

5 在級年数が二年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させることの必要がある場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、前項の規定にかかるらず、昇格させることができる。

6 等級は、第十九条第一項に定める初期（昇任に伴う等級の場合は、昇任の日）に行なうものとする。

第八条の二 制除

第八条の四第一項第二号中「別表第十三」を「別表第十三」を「別表第十一」に改め、同表第三号及び同表第三項中「別表第十三」を「別表第十三」を「別表第十一」に改める。

第八条の五の次に次の二条を加える。

(特定の昇任の場合の職務の等級の特例)

第八条の六 職員のうち、次の各号の一に該当し昇任された職員は、昇任された職員中における給料表の適用を異にして実施した場合においては、昇任前の職務の等級とみなされる職務後の給料表の職務の等級をそのままの昇任前の職務の等級とする。

一 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期の休業を必要とする職務に専念する義務を免除され、又は休業を命ぜられた場合

二 職務に該当する場合のか、心身の故障のため、休業の運行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

三 職務若しくは定数の改編又は予算の減少により職務又は職員を生じた場合

四 刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合

2 龍頭の規定の適用については、昇任の理由が、同項第一号又は同項第二号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務に係因するものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき昇任の理由が消滅したものと認めた日から、同項第三号の規定に該当する場合は昇任された日から、同項第四号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ二年をこえてはならない。

5 第一項各号の規定に該当し昇任された職員は、昇任された職員中における給料表の適用を異にして実施した場合においては、昇任前の職務の等級とみなされる職務後の給料表の職務の等級をそのままの昇任前の職務の等級とする。

6 別表第十二の見出しが「(給料の補正等)」に改め、同条に次の二項を加える。

5 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとすることにおいては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来にむかって行なうことができる。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(規則)

第三十条 この人事委員会規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第三の二 行政職給料表等級別基準表

一一等級

本府の部長の職務又はこれに相当する職務

二 二等級

本府の次長の職務又はこれに相当する職務

三 三等級

に沿うる順序

2 保健機関の所長の職務にはこれに附する職務

上等級

1 困難な業務を行なう看護師の職務
2 困難な業務を行なう保健師及び助産師の職務又はこれらに相当する職務

中等級

1 看護師の職務又はこれに相当する職務
2 保健師又は助産師の職務

下等級

看護師の職務

四等級

別表第三の十 行政職給料表等級別資格基準表

試験		正規の試験				
上級	中級	高等		中等		低等
		大学卒	短大卒	三等級	二等級	
初級	高級	○六	大三	九四	一三四	一七四二
その他	中学卒	三七	一〇三	一三四	一七四二	四五四二

備考

1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によら

四等級

別表第三の十一 教育職給料表工事級別資格基準表

試験		正規の試験				
上級	中級	高等		中等		低等
		大学卒	短大卒	三等級	二等級	
校長	校長	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等
教諭及び講師	教諭及び講師	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等
助教諭及び講師、助教諭、助教及び講師	助教諭及び講師	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等

別表第三の十二 教育職給料表工事級別資格基準表

試験		正規の試験				
上級	中級	高等		中等		低等
		大学卒	短大卒	三等級	二等級	
校長	校長	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等
教諭及び講師	教諭及び講師	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等
助教諭及び講師、助教諭、助教及び講師	助教諭及び講師	大学卒	短大卒	三等級	二等級	低等

備考

1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となつた者に適用する。

2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準する正規の試験を示す。

ないで職員となつた者に適用する。

2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示す。

別表第三の十三 公安職給料表等級別資格基準表

試験		正規の試験				
上級	中級	高等		中等		低等
		大学卒	短大卒	三等級	二等級	
初級	高級	○六	大三	九四	一三四	一七四二
その他	中学卒	一〇三	一三四	一七四二	四五四二	四五四二

1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となつた者に適用する。

2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準する正規の試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準する正規の試験を示す。

(月分)	所属	職名	氏名		
日	所調 勤務時間 及印 留書印	薪水額度の区分に よる勤務時間 20時 まで	作業の種別 30時 まで	手帳、算用 機器の 使用区分	従事 業務
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
194					
195					
196					
197					
198					
199					
200					
201					
202					
203					
204					
205					
206					
207					
208					
209					
210					
211					
212					
213					
214					
215					
216					
217					
218					
219					
220					
221					
222					
223					
224					
225					
226					
227					
228					
229					
230					
231					
232					
233					
234					
235					
236					
237					
238					
239					
240					
241					
242					
243					
244					
245					
246					
247					
248					
249					
250					
251					
252					
253					
254					
255					
256					
257					
258					
259					
260					
261					
262					
263					
264					
265					
266					
267					
268					
269					
270					
271					
272					
273					
274					
275					
276					
277					
278					
279					
280					
281					
282					
283					
284					
285					
286					
287					
288					
289					
290					
291					
292					
293					
294					
295					
296					
297					
298					
299					
300					
301					
302					
303					
304					
305					
306					
307					
308					
309					
310					
311					
312					
313					
314					
315					
316					
317					
318					
319					
320					
321					
322					
323					
324					
325					
326					
327					
328					
329					
330					
331					
332					
333					
334					
335					
336					
337					
338					
339					
340					
341					
342					
343					
344					
345					
346					
347					
348					
349					
350					
351					
352					
353					
354					
355					
356					
357					
358					
359					
360					
361					
362					
363					
364					
365					
366					
367					
368					
369					
370					
371					
372					
373					
374					
375					
376					
377					
378					
379					
380					
381					
382					
383					
384					
385					
386					
387					
388					
389					
390					
391					
392					
393					
394					
395					
396					
397					
398					
399					
400					
401					
402					
403					
404					
405					
406					
407					
408					
409					
410					
411					
412					
413					
414					
415					
416					
417					
418					
419					
420					
421					
422					

株式会社24

(月分)		死体取扱作業従事報酬特引額度実績簿		所員 箇所	姓 名	氏 名
日	場 所 及 び 印 章	死 體 取 扱 件 数	従 事 者 件 数			
1						
2						
30						
31						
計	從事した日数	日	1日につき	100円	支給額	円

2

(第三種郵便物簡可) 昭和41年4月1日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第14号

放射線取扱回数		（月分）	エフ・カス除農務従事職員特典勤務実績用
通	現		
1件につき 50円	治療、直接鑑定 又は間接鑑定	を	に改める。
1件につき 50円		を	に改める。
		（月分）	放射線取扱作業従事職員特典勤務実績用
		に	エフ・カス除農務従事職員特典勤務実績用
		を	に改める。

卷之三

教育訓練料収取証(発給用紙)受取印		学級名	氏名
日付	学校長印		
30			
31			
計	提出した日数	日	18につき 300円 支給額 円

二十一 公務上の災害の認定、処理の方法、補償金額の決定の細則

二十 人事委員会に於ける異議のある者の審査の申請にて審査を依頼する場合

十九 職員団体の登録等は登録の届出を行なう。

十八 税額申告と書類による捺印を以て。

十七 税額申告等に關する小冊本等監督機關の職務を以て。

十五 人事主任者の名義の議長の捺印及び委員の捺印には差異を有しない。

十六

職員の勤務条件の特異性その他の事由による勤務時間の変動に

依て承認すること。

十五 職員の勤務条件の特異性により勤務を要しない日又は休憩時間

につき別段の定めをすることについて承認すること。

十八 特別の事情により休憩時間につき別段の定めをすることに依り

て承認すること。

十九 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年七月島取県人事委員会規則第十一号）第三条第一項第二号、同条第三項、第五条第三項、第七条、第二十二条第一号から第三号まで又は第二十三条に規定する承認をすること。

三十 職務に専念する義務の特例に關する規則（昭和三十二年十二月島取県人事委員会規則第二十号）第三条第二項に規定する承認をすること。

三十一 人事委員会の事務の執行についての基本の方針を決定すること。

（報告）

第三条 人事委員会は、前条の規定により処理した事務のうち、特に必要な

あると認められるものについては、人事委員会に報告しなければならない。

四 開

この規則は、公布の日から施行する。
鳥取県人事委員会規則第二十号

昭和四十二年四月一日

鳥取県人事委員会委員長　青　戸　辰　午

人事委員会の事務の専決及び代決規則

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

一 専決 人事委員会の事務局の職員（以下「事務局の職員」という。）のうち、事務局長、次長及び課長がそれ定められた範囲の事務を、その責任において決裁することをいう。

二 代決 特に急を要する事務で、決裁すべき者（以下「正当決裁者」という。）が出席その他の事由により不在のため、決裁を終ることができないとき、定められた範囲にある者がその事務を代つて決裁することをいう。

三 後闇 代決した事務をその後において、正当決裁者の閲覧を供することをいう。

第四条 代決した事務は、その後において「後闇」の印を押なし、起案者の責任において遅滞なく後闇しなければならない。

（正当決裁者、代決者ともに不在のときの处理）

第六条 正当決裁者、代決者ともに不在のときは、正当決裁者の上級の決裁を受けて事務を処理することができる。

（專決事項）

第二条 事務局長、次長及び課長の専決事項は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、特に重要なと認められるものについては、その権限を人事委員会に報告しなければならない。

（代決の順序）

第三条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代行するものとする。

正當決裁者	代決の順序			
	第 一 次	第 二 次	第 三 次	第 四 次
事務局長	次 長	主 席 課 長	主 席 課 長	その他の課長
課 長	その他の課長	主 席 課 長		

附 閣

この規則は、公布の日から施行する。

別表

事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
一 事務局の職員（課長以上の職員を除く。）の任免	一 事務局の職員（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
二 事務局の職員のその他の人事（表彰、	二 事務局の職員（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
三分院及び院政を除く。）の実質的	三 事務局の事務執行規則第四号以下	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
又は外任させようとする者の選考	の適用を受ける職に就用し、	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
又は外任させようとする者の選考	又は外任させようとする者の選考	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
の受取	の受取	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
五 職員に対する不利益な处分について	五 職員の処理	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
の不服申立ての事案の審査に關する事	六 職員の処理	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
項のうち、届出又は取下げの中止の受	七 行使の執行	（各部長若手課長等の新任官吏の実質的任免）
けの中止の受取		

六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の取扱いに關する事項のうち、審議又は届出の受取若しくは審議審議の届出

して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの中止の受取

（代決の例外）

第五条 代決した事務は、代決者において「後闇」の印を押なし、起案者の責任において遅滞なく後闇しなければならない。

（正当決裁者、代決者ともに不在のときの处理）

第六条 正当決裁者、代決者ともに不在のときは、正当決裁者の上級の決裁を受けて事務を処理することができる。

（代決後の処理）

第五条 代決した事務は、代決者において「後闇」の印を押なし、起案者の責任において遅滞なく後闇しなければならない。

（正当決裁者、代決者ともに不在のときの处理）

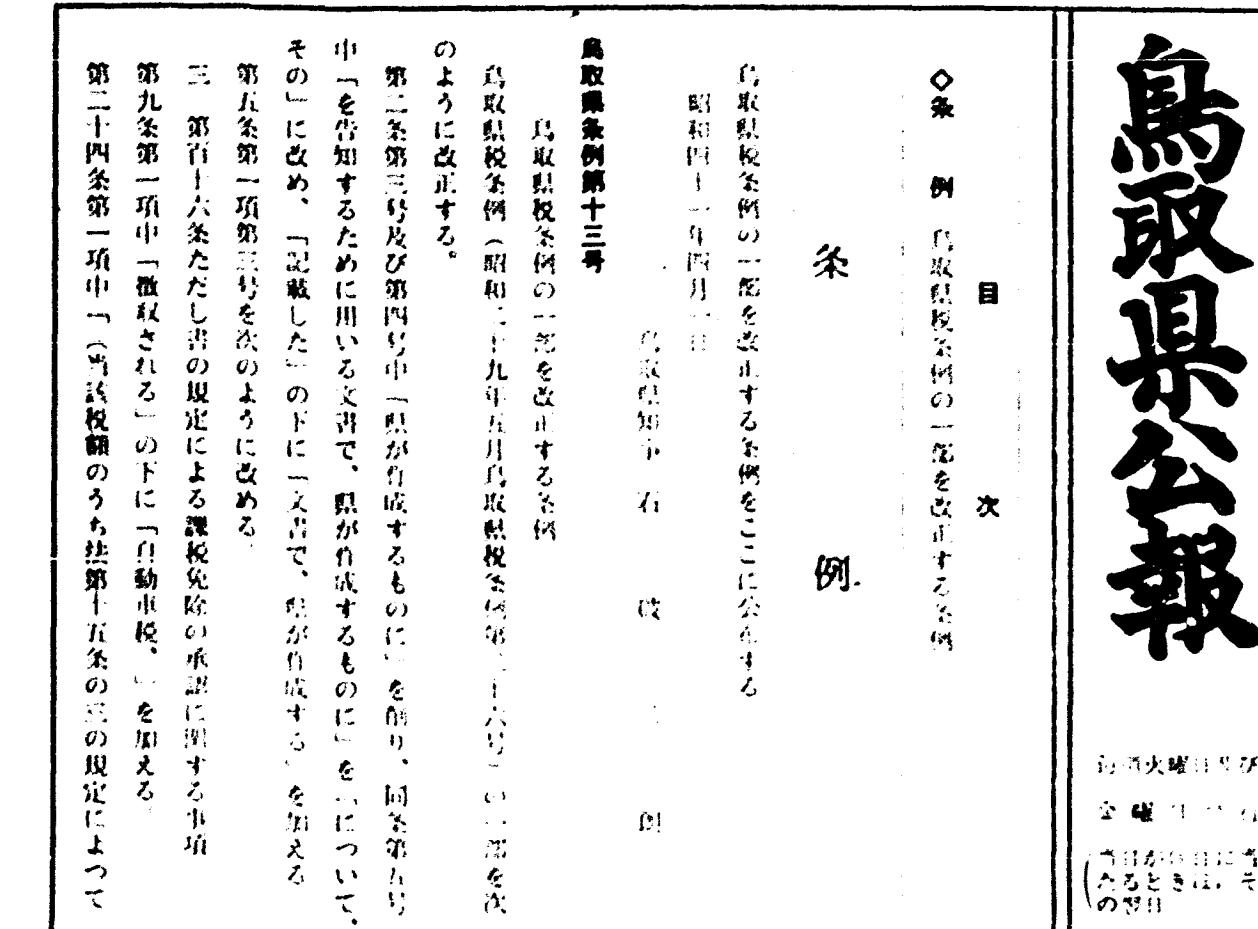
第六条 正当決裁者、代決者ともに不在のときは、正当決裁者の上級の決裁を受けて事務を処理することができる。

（代決の例外）

第五条 代決した事務は、代決者において「後闇」の印を押なし、起案者の責任において遅滞なく後闇しなければならない。

（正当決裁者、代決者ともに不在のときの处理）

第六条 正当決裁者、代決者ともに不在のときは、正当決裁者の上級の決裁を受けて事務を処理することができる。



◎条 例 島根県税条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する
昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石川政

鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県税条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項中「県が負成するものに」を削り、同条第五号中「を告知するために用いる文書で、県が負成するものに」を「に」について、その」に改め、「記載した」の下に「文書で、県が負成する」と加える。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三百十六条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項
第九条第一項中「徵収される」の下に「自動車税、」を加える。

二十四条第一項中「当該税額のうち法第十五条の三の規定によつて

徵収猶予を受けた税額がある場合には、当該徵収猶予を受けた税額については、その徵収猶予を受けた期間に応じ、当該徵収猶予を受けた税額百円について一日三段の割合を乗じて計算した金額」）を削る。

第二十八条の二中第四項を第五項とし、同条第三項中「施行令第六条の二」第一項各号に掲げる事項こと」を第二項各号に掲げる事項こと（同項第一号に掲げる事項については、施行令第六条の二十一第二項各号に掲げる事項こと）に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の請求により説明する事項は、次の各号に掲げるものとする、
施行令第六条の二十一第一項各号に掲げる事項

1 税額に関する更正事件について国税廳取締法（明治三十二年法律第六十五回）の規定を準用して行なわれる部分を受けたことがないこと

3 第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかは、施行令第七条の四の二に定めるところによつて判定する。

第三十二条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、地方税法施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第三十二条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得稅法（昭和四十一年法律第三十二号）第五十六条に規定する事業を經營している場合におい

九 人事主任者会議の委員の任命又は委嘱の権限は、委嘱の義務はこれらと同様となる。従前の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規定（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。）第十三条第二項第二号、同条第三項、第五条第三項、第七条又は第二十一年第一号から第三号までの規定による承認

十一 初任給規則第三十二条第三項の規定による承認

十二 通知、申請、賛成、回答、返答及び送達